

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年7月18日策定

平成19年7月6日付け総務省の通知により、各地方公共団体は技能労務職員等の給与等総合的な点検を実施し、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明示した取組方針を策定し公表することとなりました。

練馬区の技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針を公表します。

1 現 状

	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
練馬区	45.9歳	1,203人	321,314円	394,236円	385,851円	—	—	—	—
うち清掃職員	41.9歳	276人	332,710円	451,297円	409,128円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	1.51
うち学校給食員	44.2歳	327人	295,420円	355,632円	354,934円	調理士	37.7歳	302,500円	1.18
うち用務員	48.0歳	336人	327,143円	392,082円	389,843円	用務員	53.9歳	227,200円	1.73
うちその他	49.5歳	264人	334,054円	410,498円	394,731円	—	—	—	—
東京都	47.0歳	2,167人	330,732円	429,065円	394,189円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
特別区の平均	47.8歳	597人	339,315円	430,236円	401,129円	—	—	—	—

	公務員		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
練馬区	6,468,236円	—	—
うち清掃職員	7,277,430円	4,192,600円	1.74
うち学校給食員	5,842,243円	4,167,200円	1.40
うち用務員	6,456,465円	3,284,300円	1.97
うちその他	6,723,903円	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヵ年平均)公務員の技能労務職員等に類似すると思われる職種の労働者のデータを再集計したものです。従って、技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。従って、国の平均給与月額は「—」で表示しています。

2 今後の見直しに向けた基本的な考え方

国、他団体の給与水準との均衡を踏まえつつ、特別区の任用体系や職員構成を勘案して技能系・業務系職員の給与水準の見直しを図ります。

3 具体的な取組内容

(1) 総務省通知以前（平成19年7月6日以前）の取組

【平成18年度から実施】

- ・給料表の号給を4分割し、勤務成績の反映をきめ細かく実施できるようした。
- ・最高号給を超えて昇給できる枠外昇給制度を廃止した。
- ・級格付制度を廃止した。（平成23年度まで経過措置あり）
- ・業績（評価）を的確に反映するため、勤勉手当に成績率を導入した。
- ・東京都で支給されていた清掃作業の特殊性に係る給料の調整額を特別区では支給しないこととした。（清掃職員は、平成18年4月1日付けで東京都から特別区の職員に身分切替をした）

【平成19年度から実施】

- ・期末・勤勉手当の比率を見直し、勤勉手当の割合を国並みに引き上げた。
- ・期末・勤勉手当における職務段階加算の割合を見直した。

(2) 総務省通知以降（平成19年7月6日以降）の取組

ア 給料表の改定（平成20年1月1日適用）

- ・給料表を見直し、平均9.0%（最大10.8%）の引下げを実施。（地域手当の支給割合変更に伴う給料表の引下げは別途実施）

イ 定年退職等の退職手当について、勤続11年から34年までの支給率を0.1月から2.0月までの範囲で削減した。（平成20年度から実施（平成21年度まで経過措置））

4 その他

技能労務職員については、再任用職員の活用や民間活力の導入など、事務事業の見直し等を進めることで適正な職員配置に努めていく。